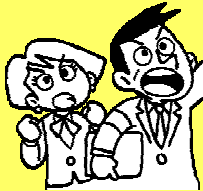


申19号



扶養手当の増額

を求める申し入れ



J R 東労組 申第 19 号
2017年5月25日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 富田 哲郎 殿

東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 吉川 英



扶養手当の増額を求める申し入れ

J R 東労組は、組合員の生活の維持向上を掲げて取り組みを強化してきました。17 春闘においては一律のベースアップを実現し、また、管理手当等の増額においても職責に応じた処遇の改善をおこなってきました。この根底には「労使共同宣言」にある「会社の発展を基礎に、社員及び組合員の生活の安定と幸福を実現する」という労使の合意があります。

子育て世代の負担は年々増えています。特に、核家族化と少子化の進行によって、共働き世代は過去と比べても負担が大きくなっています。政府は働き方改革を喧伝しますが、世間では保育園に入らず、やむなく離職する状況が発生しています。

子育てにかかる費用や環境が大きく変化している社会情勢の中、J R 東日本においても、地元を離れて生活をする組合員や、子供の養育費を賄うために共働きをする家庭は増えていきます。また、一人親や特別に支援を必要とする子供や親族のいる家庭、様々な理由から子供を授けられない家庭など、その様態は多岐にわたっています。

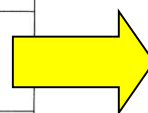
J R 東日本における子供に関する扶養手当は、他企業と比較した場合、決して高い水準ではありません。特に共働き世帯の場合、現行の扶養手当では、子供が一人なら3,500円、二人でも7,000円の支給です。安心して子育てをしながら働ける環境を構築するために、扶養手当の大幅な改善を急がなければなりません。

したがって下記のとおり申し入れますので、会社側の真摯な回答を要請します。

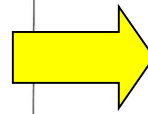
記

- 賃金規程第40条第1項、第2号、第3号、第6号及び第7号に定める扶養手当の支給月額を増額すること。なお、増額に当たっては別紙の通りとすること。
- 賃金規定第40条第1項第1号に定める扶養手当の支給月額については、1項の申し入れに基づき増額した場合でも減額しないこと。

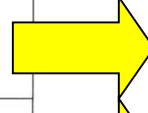
	現 行	改 訂
賃金規程第40条第1項第2号に定める扶養手当の支給月額	3,500円	10,000円
賃金規程第40条第1項第2号に定める扶養手当の支給月額（社員に配偶者がいない場合）	12,500円	20,000円
賃金規程第40条第1項第3号に定める扶養手当の支給月額	3,500円	10,000円
賃金規程第40条第1項第6号に定める扶養手当の支給月額	5,000円	12,000円
賃金規程第40条第1項第7号に定める扶養手当の支給月額	3,500円	10,000円



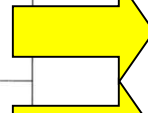
第一子



欠配一子



第二子以降



身障者の子



身障者の親族

この間、J R 東労組は組合員の生活の維持向上を掲げて取り組みを強化してきました。

17 春闘においてはベアの格差廃絶を掲げてたたかい、一律ベースアップを獲得しました。管理手当等の増額においても、職責に応じた処遇の改善を勝ち取ってきました。

トヨタなど他の企業では、扶養手当の改善にあたり、子どもの手当を大きく拡充する一方で、配偶者の手当を大幅に切り下げ、もしくは撤廃しています。経団連や人事院でも配偶者手当の廃止が検討されています。

また近年、大学生の半数以上が奨学金を受給しており、教育ローンを組む家庭も含めて、子育て世代の負担は大きく増加しています。

J R 東労組は「おむつ代にもならない」と言われるほど低い水準の扶養手当の増額は急務の課題と受け止め、議論を加速させていきます！